

平成30年第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第55号

平成30年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月24日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年6月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第2回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月5日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小 山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章	議会事務局課長補佐 平 田 友 彦
----------------	-------------------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常 包 英 希	税 務 課 長	池 下 尚 治
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	東 原 浩 史	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	萩 岡 一 志	仲南支所長	見 間 照 史
学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	松 下 信 重
地籍調査課長	岸 本 広 宣		

○田岡秀俊議長 おはようございます。

脇教育次長は、昨日に引き続き、欠席ということでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、合田正夫君、8番、三好郁雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 おはようございます。ただいま議長のほうから許可をいただきました、2番、常包であります。6月定例議会に当たりまして、ただいまから私の一般質問を行いたいと思いますが、私自身、初めての一般質問でありますので、過去の討論経過なり、先輩議員の質問等につきましても、私の質問と重複している箇所があるかと存じますが、御容赦をいただきたいと思います。

本日は、大綱を3点に絞って質問をしたいと思いますので、理事者の皆さんにおきましては、誠意ある御回答をよろしくお願い申し上げます。

それでは、1点目の質問であります、子育て環境の充実についてお尋ねいたします。

町外、また県外等の方、大勢の方からまんのう町を選んでいただき、また、移住や定住をしていただくようにしていくための観点からの回答をお願いしたいというふうに思います。

最近、政府として、来年の10月から、3歳児から5歳児の保育料を無償化をするとい

うような新聞報道がされてまして、私の質問をつくるところと重なりました関係上、若干、情勢の認識の誤りとか、そういう部分もあるかと存じますが、よろしく御容赦いただきたいというふうに思います。

昨年の１０月、内閣官房人生１００年時代構想推進室が作成いたしました幼児教育、高等教育の無償化、負担軽減の参考資料によりますと、理想の子供を持たない理由につきまして、重複回答であります、３０歳未満の方には７６．５％、３０から３４歳では８１．１％の方が、子育てや教育にお金がかかり過ぎるから、このような回答があります。

また、どのようなことがあれば、あなたはもっと子供が欲しいと思うようになるか、このような質問に対しては、将来の教育費に対する補助が６８．６％、幼稚園、保育所などの費用の補助が５９．４％であります。

どちらの回答につきましても、その質問に対しては１位と２位の回答であります。したがって、若い御夫婦にとりましては、お金がかかり過ぎることが少子化の最大の要因として考えられると思われます。現状以上の補助をしていただきたい、このように考えていると理解をします。

そういう点で、現在、まんのう町ではこども園、小学校、中学校の子供たちの給食を無償化した場合、どのぐらいの費用がかかりますか。概算で結構ですのでお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 常包議員の御質問は、教育費の負担の軽減についての御質問であります。

子供の教育費につきましては、文部科学省の平成２８年度子供の学習費調査の結果から見ますと、３歳から５歳までの幼児教育に年間約２３万円、公立小学校で年間約３２万円、中学校で年間約４８万円かかったことになっております。

また、平成２９年度の日本政策金融公庫によります教育費負担の実態調査によりますと、高等学校では年間約８０万円、大学では国公立大学で年間約１２５万円、私立大学の理系になりますと年間約２００万円となっております。

一方、平成２７年度において、全国では実に６人に１人の子供が就学援助の支給者となっており、まんのう町におきましても、本年度の就学援助の対象者が小中学校合わせて１３５人であり、１０人に１人の割合となっております。

１０年前の割合で約１７人に１人であったことと比べますと、１０年間で貧困層の割合が１．６倍に増加したことになります。

次に、給食費についてでございますが、本町の給食費は、こども園の１号認定の園児が１食２３０円で年間４万４，０００円、小学生が１食２５０円で年間４万７，３００円、中学生が１食２９０円で年間５万５，０００円となっております。

給食費の無償化につきましては、昨年９月の時点で全国の約８０の市町村で実施されております。率にしますと、５％の自治体で小中学校の給食費の完全無償化を実施しており、

香川県内におきましては、三木町で第2子以降の子供について半額となっておりますが、完全無償化の市町はないようでございます。

本町では、こども園におきまして、御家庭の条件により半額または無償であり、第3子以降のお子さんの給食費は無償としております。

まんのう町において給食費の無償化を実施する場合、こども園までですと現時点で約450万円、小学生の無償化には約4,700万円、中学生まで実施しますと、さらに約2,400万円、全ての子供たちの給食費を無料としますと、約7,550万円の費用が必要になります。

以上、常包議員の御質問への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。7,550万円かかるということですが、それを高いと見るか、安いと見るかは、また今からの議論だとは思いますが、平成30年度の予算に当たり、町長の施政方針の中におきまして、就学前の子供の給食の無料化など、子供の貧困対策を鋭意検討していきますという記載がありました。

また、平成28年6月議会におきまして、国のほうでも検討されているが、町としては、全体は難しいが、就学前については、来年度実施に向けて努力をしていきたい、このような回答が委員会の中でされたように議会だよりの中に載っておりました。

したがいまして、私は、平成29年度から無料化に向けて動き出すのかなと、このように期待をしておったところであります。

現在、地方創生関連事業の一環として、まんのう町では若者の住宅取得に対して最大150万円の援助を行うなど、まんのう町として独自の施策を実行しておりますことは、町の置かれた現状、そして課題を踏まえたものとして高く評価をいたします。

そこで、先ほどの問題であります、子供は社会の宝であります。そういう視点に立ち、少子化対策の一つとして、給食費の無料化について、他の市町に先行して、このまんのう町の独自で決断すべきと考えておったところでありますが、先ほど、最初に申し上げましたように、国が来年度10月から幼保の利用料無料化で調整に入った旨、報道があったところであります。

利用料の中に給食費が当然入っていると理解したらよいのかどうかお答えをいただきたいのと、国の案で対象外となっておりますゼロ歳から2歳の住民税課税世帯、住民税がかかっている世帯の部分について無償化した場合、幾ら持ち出しが要るのか。まだまだ不確定な部分が多いとは思いますが、現時点における考え方、検討状況についてお答えいただきたいと思います。お願いします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 常包議員の再質問にお答えしたいと思います。

常包議員も御指摘のように、先月末、政府が3歳から5歳児までの全ての子供の幼稚園や保育施設の利用料と、ゼロ歳から2歳児までの住民税非課税世帯の子供の保育施設の利

用料の無償化を来年１０月から実施する方向であることが報道されました。

本町のこども園の利用料の形態についてでございますが、３歳から５歳児までのうち、８時半から午後２時までの短時間利用の１号認定児は、授業料とは別に給食費が必要であり、長時間利用の２号及び３号認定児は保育料をいただいております、この保育料には給食費が含まれております。

国が来年１０月から無償化を検討しております利用料に給食費は含まれておりません。また、国のこの制度で無償化の対象になっていないお子さんは、町内に現在約２２０名おり、年間の保育料の金額は約３，６５０万円でございます。こども園の利用料は授業料及び給食費、または保育料といった種類分けになっており、それぞれのお子さんの利用料は利用者の経済状況、利用形態により異なった金額になっております。したがって、これら利用料の無償化に当たっては、利用者の公平性も考慮に入れつつ前向きに検討したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、２番、常包君。

○常包恵議員 ありがとうございます。国の動向が非常に不確定な部分がありますが、ぜひ早期の無償化の実現、そして、国の制度を上回る部分、まんのう町は子育てがしやすい、このような制度の構築をぜひお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、奨学金についてお尋ねいたします。

まんのう町の奨学金はまんのう町奨学金貸与条例、同規則及び選考委員会規則によって運用されていると思います。過去５年間の利用状況について教えていただきたいと思います。

また、利用者の滞納はありませんか。もし滞納があるとすれば、理由を公表できる範囲でお示しいただきたいというふうに思います。

まんのう町の奨学金は無利息でありますから、他の制度に比べて有利というふうに考えますが、平成２６年度の３月補正の予算審議の中で、毎年、利用者が少ない、事業の推進を図るために制度の検討を行うべきではないか、このような意見が出されたというふうに聞いております。検討結果、経過含めて現時点での状況をお知らせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 奨学金についての御質問でございます。

先ほど、教育費について申し上げましたが、高校に進学しますと、３年間で２４０万円、さらに大学に進学しますと、国公立大学で４年間に５００万円もの費用が必要になります。教育費だけでも、単純に一月に高校生では７万円弱、大学生では１０万円以上が必要な計算になります。

平成２６年度に日本学生機構が実施した学生生活調査によりますと、実に半数の大学生が奨学金を利用しております。

まんのう町の奨学金制度は、高校生は1カ月に1万5,000円、大学生で1カ月に5万円を貸与しますので、大学生であれば、4年間で最大240万円を借りることができます。返済については、卒業の年の1年後から最長15年以内での返済となっております。

過去5年間の利用状況はとのことですが、現在、本町の奨学金の支給を受けている学生は7人おり、また、16人が返済をしているところで、滞納している利用者は1人もおりません。

奨学金はその返済が経済的な負担になり、未婚化と少子化を助長し、子育てを困難にしているとも言われております。子育てがしやすい環境のためには、給付型奨学金が有利になるとも考えられます。しかしながら、給付型奨学金のあり方につきましては、踏み込んだ検討ができていないのが現状でございます。御理解を賜りたいと存じます。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。奨学金の条例の第2条及び第3条によりますと、奨学生になる奨学金をもらえる資格、選考基準として、5年以上町内に在住し、世帯の収入が生活保護世帯の1.5倍程度以下と規定をされております。

先ほど、答弁にありましたように、1万5,000円、5万円の額がそれぞれ貸与されるとなっておりますが、この制度につきまして、各学校や保護者、また、町民の皆さんへの周知、啓発はどのような形で行われているのか教えていただけたらと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 常包議員の再質問にお答えします。

本町奨学生の募集につきましては、中学校に募集要項を備えつけるとともに、町広報誌に掲載をして広く周知をしておるところでございます。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。私自身の注意不足もあつたのかもしれませんが、当時の私の子育て時代に、そういうのが見られたかどうかちょっと記憶があんまりないのでお聞きしたところであります。

先ほど言われたような、月7万円、10万円というようなお金が必要なことは事実でありますから、ぜひ周知していただいて、利用できる方は利用していただくような啓発をお願いします。

それで、先ほど言われましたように、4年制の大学に通った場合、総額240万円が貸与されることとなりますが、そして15年間で返還をするとすれば、月額1万3,000円余り返し続けるというふうになると思います。借りたものは当然返すというのがルールであります。しかし、昨今、非正規職員といいますか、非正規社員がふえている現実において、毎月返還していくのは厳しいという方もおいでるのではないかと考えるところです。

高校や大学で学んできた方がまんのう町に住み続けてくれる、そしてまた、まんのう町に戻ってきてくれる、そして、一定期間まんのう町に住み、県内や町内の企業に就職をした場合、当然、町民税も納めていただくわけですから、奨学金の返還に当たり、先ほど踏

み込んだ議論がまだ難しいというふうな回答がありましたが、ぜひ減額や免除の制度を導入することができないかどうか、改めてお聞きしたいと思います、よろしいでしょうか。先ほど答弁がありましたので、もういいです。

ぜひ、先ほど言いましたように、若者の移住、定住の観点から、それと教育費の負担軽減という観点から、奨学金の免除や軽減策を求めて質問したところではありますが、5年、10年というスパンで結構ですから、まんのう町に住み、定住をしていただいた方については、一定の軽減策、免除策を設けてもよいのではないかと、まんのう町として、それは長い目で見ればプラスになるのではないかとというふうに考えるところであります。

まんのう町に住めば奨学金のそういうものがある。また、返還しない制度も、仮にですよ、ある。出産祝い金もある。中学生まで子供の医療費は無料である。住宅を新築をしたり取得をすれば、最大150万円まで補助をしてくれる。学校は35人学級を実施をしている。そういった意味で子育て環境は非常に充実している。県内と言わず、日本で一番だ、そんなようなこと、そして、子供たちが夢を持ち続けられる。夢を諦めずに勉強できる。そういったまんのう町であると。そういうことを広く発信をしていく。そういうことが大切であるというふうに考えております。

先日、新聞報道によりますと、県外からまんのう町への移住者が6人という、県内で一番少ないことが報道されました。任意のアンケートですから誤差があるとは思いますが、一番多い小豆島町は188人、まんのう町は小豆島町の約3%であります。

一例であります、東京新橋に香川県と愛媛県とで共同でアンテナショップがつくられています。そこでは各市町の日があり、まんのう町の日もあると思いますが、商品や特産品の販売だけではなく、まんのう町に移住者を、まんのう町をPRする戦略を、物産品だけでなく、全庁を挙げて各課が連携をし、計画的に進めていただきたいというふうに考えているところでありますので、教育委員会の問題だけではなく、まんのう町全体として考えていただきたい、このように思っているところです。

以上で、1番目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 大綱二つ目は、学校を含めて職員の働き方改革と財源確保の考え方についてお尋ねいたします。

1番目として、職員採用についてお伺いいたします。

職員採用は定員管理計画に基づき採用されていると思いますが、5年後、10年後、20年後といった長期のスパンでの職員構成を考えて採用されておられるとは思いますが、現時点の採用状況で改めてその考え方をお示しいただきたいのと、職員は町民福祉、私たちの生活向上への知恵袋であります。そういう意味で、職員は町民一人一人の共有の財産と言えるというふうにも思います。

それぞれの組織にとって人は宝物であります。財産であります。ですから、職員の人材

育成、能力の開発、向上、そして職員の士気が向上するように職員採用を実施をしていただきたい、このように思います。現時点における今年度の採用計画についてお示してください。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

職員採用については、お考えのとおり、定員管理計画にのっとり退職者補充を原則とした採用をいたしております。

今年度の採用予定につきましては、一般行政職で若干名、保育教諭で若干名、保育教諭の経験枠採用を予定いたしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 今の時点での、これがきょうから配付されてきましたが、一般行政では大卒だけなわけですけど、あと高卒は改めの解禁日があると思いますが、今年度全体での計画が今の計画なのかということがまず一点とを含めて、保育士は採用がありますが、それ以外に保健師、また栄養士などの専門職とか、業務の継続性や業務や技術の伝承をしていくということ、そして食育という観点から見れば、単独校による学校給食、これは大変重要な位置づけにあるというふうに理解をしております。そういう意味で、調理員などの現業職員の採用についても計画的な採用をお願いしたい。今、見る限りは、再任用職員とかが中心になってきているというふうに感じておりますので、よろしくお願いします。

新たに学校、こども園など、まんのう町として多くの公共施設を持ち、そして管理をしております。また、民間住宅などの耐震補助審査などを含めて、専門的な知識が必要かというふうに思いますので、新たに建築技師の採用をお願いしたいと思います。

また、少数精鋭の現状から、他の市町でも広く実施をされておりますが、保育教諭だけではなく、即戦力という視点から、経験者枠、Iターン、Uターン枠、そういう採用の検討もお願いしたいというふうに思います。

先ほどちょっと触れましたが、高卒や短大卒などの採用枠も設けていただいて、職員の年齢構成が可能な限りいびつにならないように配慮をしていただきたいと思います。大卒だけではなく、いろいろな層から採用するように努力をいただきたいと思いますと考えているところです。

現時点での、先ほど採用計画を若干お示しいたしましたが、改めて、今、申し上げた点について御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

専門職の継続採用も今後検討すべき案件として認識はいたしております。御質問いただいた技師職も課長会等で要望を聞き取り、採用枠を確保していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ、課長会、また職員団体などから現場の声を十分にお聞き取りいただき、検討をお願いしたいというふうに考えます。

先ほどとダブりますが、町民福祉を向上するには職員が必要であります。職員を採用するためには、当然財源が必要になります。まんのう町を初め、多くの自治体にとりまして、地方交付税などに依存をしており、国の動きに大きく左右されるのが現実であります。

国が6月に策定予定の骨太方針2018の議論の中で、地方自治体の基金の残高の問題が議論をされるなど、今までに各地方自治体が努力してきたこと、また、自治体が抱えている課題について実態が無視されているのではないかというふうに考えるところもあります。

自治体の基金の残高を地方財政計画や地方交付税に反映させることなく、社会保障、そして人口減少対策など、地方それぞれの自治体の財政事情を的確に反映し、それに見合う財源確保を求めていくことが必要だと考えます。

執行部、理事者側としまして、町村会や香川県、そして近隣の自治体など、関係機関や関係団体と連携し、協議をして取り組みを進めていただきたい、国に要望していただきたい、このように考えているところであります。御答弁のほうよろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再々質問にお答えいたします。

職員採用に当たりましては、常包議員の御指摘のとおり、多くの財源が必要となります。しかしながら、職員等の人件費に直接基金を取り崩して充当するような形ではなく、歳入歳出全体のバランスを考えながら、適切な時期に計画的に基金取り崩しを実行いたしたいと考えております。

具体的には、平成29年2月に改定した中長期財政計画において、交付税額の逡減や公債費の増加により、歳入財源を確保するため、現在、約33億円積み立てております財政調整基金を徐々に取り崩していく計画といたしております。

また、昨年度から、国のほうでは地方が持つ数々の基金残高について議論がなされており、積み立て状況の調査などが頻繁に行われているのが現状であります。これは、地方公共団体が、交付された主に交付税などから発生した歳入歳出差し引きの実質収支を剰余金と称して財政調整基金などに積み過ぎていないかという議論、また、基金を積み過ぎた団体には交付税をカットするという議論でございます。

まんのう町といたしましては、平成25年度から剰余金処分や歳出積み立てによる財政調整基金の積み増しは実施しておらず、交付税額の逡減や公債費の増加により、歳入財源を確保するために財政調整基金を取り崩す計画といたしております。

つまり、国で議論されておるような単純に剰余金を積み増しするための性格ではなく、計画的に今後の財政運営を円滑に進めるために必要な財源として考えております。

なお、まんのう町の基金全体額といたしましては、現在のところ、財政調整基金が約33億円、公債費の繰上償還や通常償還に充当するための減債基金が約11億円、そのほか

特定目的基金が約３５億円あり、基金全体といたしましては約７９億円であります。これらの基金を計画的、かつ、その目的に応じた有効活用が今後の財政運営には必要であるというふうに考えております。

また、常包議員が御指摘のように、自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させることなく、社会保障、人口減少対策など、地方自治体の財政事情を的確に反映し、これに見合う地方の財源確保をするべく、町村会、香川県や近隣自治体など関係機関、団体と協議・連携した取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。よろしくお願いします。議会としても、私は新人であります、先輩議員と相談をしながら、議会として町財政の確保のためにいろんな方法を相談できたらというふうに考えております。

先月２５日に、先ほども言われましたが、まんのう町としての採用試験が公表されましたが、そこでは、残念ながら、先ほども言われましたように、採用人数は若干名となっております。県内の他の市町においては、具体的な人数が示されております。県庁では、１名でも１名程度というふうに記載をされております。県内九つの町で、採用試験が実施するというふうに公表されている六つの町の中で、若干名としているのはまんのう町だけあります。受験者の気持ちとして、１名というのはちょっと厳しいかなと。しかし、３名程度というような募集であれば、ひょっとしてという気持ちも湧いてくるのではないかなというふうに私自身は自分の感からあります。そういう意味で、公平公正な試験ですから、採用結果はわかりませんが、受験者にできるだけ詳しい情報を提供していただき、多くの方にまず受験していただくことが、優秀な人材確保につながるというふうに考えます。

７年ぐらい前ですが、代理人が受験票をとりに来た際に、氏名、住所を聞かれた人がいるというふうに聞きます。受験者の代理人の氏名、住所などはなぜ必要なのでしょう。現在も行われているのであれば、改善を求めます。

仲多度南部消防組合においても、同様のことがあったとお聞きします。組合管理者としての適切な対応をお願いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

職員採用についての原則は、定員管理にのっとりつつ職員の退職を補充することが原則であります。なお、退職には定年退職に加え、勸奨退職、自己都合退職という年次では推測しがたい退職もございます。現在はこれに加え、定年退職者の再任用制度もあり、現在は最長３年まで延長できることとなっております。

以上を踏まえまして、具体的な採用人数を記載することは避け、若干名という記載を行っております。しかしながら、不採用の年度や極端に採用の少ない年度がないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、募集要項をとりに来た際の氏名・住所等の聞き取りについてですが、まんのう町では聞き取り等をしておりません。また、南部消防についても聞き取りをしてみますと、現在では同様に聞き取りをしていないことのことでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 住所、氏名を聞かなくなったのは当然のことだと思いますが、改善されたものとして評価をしたいというふうに考えます。

ただ、説明責任という観点から、若干名という記載は、やはり私はおかしいというふうに考えます。私が調べた範囲ではまんのう町だけでありますから、今後の職員採用について、人数の記載、何名程度で結構ですから、その変更をお願いしておきたいというふうに思います。

2番目の、職員の健康管理について伺います。

労働者の健康と安全を確保し、快適な職場をつくることを目的に、労働安全衛生法が昭和47年に制定されております。

法律は、事業主に対して安全衛生管理体制の設置を義務づけ、労働者の危険、健康障害を防止するための具体的な措置義務を規定しております。

規則の第14条では、産業医の職務を定め、月1回、職場巡視をしなければなりません。また、第23条では、委員会の毎月開催を求めています。まんのう町におきましては、どのような体制でどのような活動がされておりますか。

近隣におきましては、多度津町で先進的な取り組みがされておりますので、ぜひ研究、改善をいただきたいと思います。御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町では衛生委員会は年1回開催にとどまっております。職場巡視は委員が個々に巡視確認するといったセルフチェックを行っております。このセルフチェックにつきましては、委員が個々に巡視することにより、危機管理意識を涵養することを目的としております。したがって、全ての委員が総出で各部署に巡視することはしておりません。

しかしながら、職員の労働安全を担保するためにも、衛生委員会の開催や職場巡視を毎月実施することは規則遵守を度外視したとしても大変重要であると認識しております。今後、選任資格者の採用を含め、検討いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ちょっと時間が延びましたので、詳細は別途また伺いたいと思いますが、大変優秀な人材が採用されて、その方が途中で壊れないように人材の育成をし、また、成長をするアドバイスを御協力をよろしくお願いいたします。

昨今、国内外でセクハラ、パワハラなど多くのハラスメントの問題が話題になり、報道

されております。

残念ながら、日本ではセクハラ、パワハラは犯罪であるとか、人権問題である、そういう意識が大変低いと思います。まんのう町役場の現状はどのような状況か、また、発生した場合、どういう対処がされているのか、体制が整備されているのかお伺いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

ハラスメントに関する相談窓口につきましては基本的に総務課となっておりますが、相談者の心理的な抵抗があることもあり、香川県人事委員会でも相談できる体制をとっておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。

3 番目、教員の長時間労働についてお伺いいたします。

香川県は、ことし3月、教職員の働き方改革プランを策定いたしました。これは、県立学校における教職員の働き方で、香川県教育委員会の実施計画であるとともに、市町教育委員会の計画策定の参考とされております。

まんのう町でも、今から保護者、PTA、地域の方々等と連携をしてつくっていくことになるとと思いますが、スケジュールについてお示しをいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 教職員の勤務状況についての御質問でございます。

小中学校の教育現場では、教職員の負担軽減が課題となっております。常包議員さんの御質問にある教職員の働き方改革プランは、去る3月30日付で香川県教育委員会教育長名でその策定がなされたことが通知されたところでございます。

本町におきましても、教職員の働き方改革に取り組むための実施計画策定に関する具体的なスケジュールは、今、検討中でありますが、教職員の長時間労働を改善するための取り組みを行っていかうと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○田岡秀俊議長 以上で、2 番目の質問を終わります。

続いて、3 番目の質問を許可いたします。

常包君。

○常包恵議員 大綱三つ目は、自転車の安全利用と交通安全対策についてお伺いいたします。

1 番目として、まんのう町の交通事故の発生状況と傾向はどのようになっていますか。

また、そのうち自転車同士や自転車と歩行者の事故という面ではどのようになっていますか。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の御質問にお答えいたします。

まんのう町内の交通事故の発生状況と傾向についての御質問でございますが、最初に、香川県内の交通事故の発生状況と傾向といたしまして、５月２４日現在で、昨年の同時期に比べて人身発生件数、死者数、負傷者数が減少していただいております。しかしながら、ことしに入ってから１７名の方が交通事故で亡くなられています。これは、人口１０万人当たりの死者数にすると全国ワースト第５位です。依然として香川県は全国的に交通死亡事故の多い県と言えます。そして、亡くなられている１７人中１２人が６５歳以上の高齢者であり、８人の方が夜間に亡くなられているという特徴がございます。

また、まんのう町も同じような傾向であり、昨年の同時期に比べて人身発生件数、死者数、負傷者数が減少しております。しかしながら、昨年、３名の方が亡くなるという痛ましい事故がありました。

このため、まんのう町では交通死亡事故撲滅緊急大会を実施し、町民総ぐるみで交通安全の呼びかけを行いました。大会実施以降の死亡事故は発生しておりません。

次に、自転車同士、自転車と歩行者の人身事故の発生状況についてでございますが、昨年、香川県では交通事故が６，１２６件あり、そのうち２１件が自転車同士、９件が自転車と歩行者でした。

また、まんのう町では、昨年８６件の交通事故があり、そのうち自転車同士、自転車と歩行者の事故はありませんでした。

今後も交通安全意識の高揚及び交通事故抑止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。まんのう町では、自転車に係る事故というのは少ないようですが、県内では、過去５年間で毎年３０件前後、多い年では４０件近くが発生しており、都市部ではもっと多くの事案があると思います。

まんのう町の子供たち、また大人もですけれど、都市部の学校に進学をしたり、就職をしたり、また都市部で生活をする、そういうこともあろうかと思えます。そういう方が加害者になったり、また、被害者になったりする可能性もあるということで、自転車も車両だということを改めてお互いが気をつけるということを意識啓発を町の方にも執行部の方にもお願いしたいと思えます。

４月１日から、香川県自転車の安全利用に関する条例が施行されました。その中で、町は地域の実情に応じた自転車の安全利用に関する施策の実施をするよう努めるとされています。また、学校は自転車を安全できるよう、指導、助言、その他必要な措置を講ずるものと規定をされております。どのような施策が考えられておりますか、また、実施をされておりますか。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

自転車の安全利用に関する条例施行に当たってとの質問でございますが、平成30年4月1日に香川県自転車の安全利用に関する条例が施行されました。

内容といたしましては、自転車利用者の遵守事項、自転車の点検整備の義務化、ヘルメット着用の促進、自転車損害保険等に参加する努力義務が定められております。条例に罰則規定はありませんが、義務を怠ったり、迷惑行為が原因で事故を起こした場合は、過失の認定に影響を及ぼす可能性がございます。

町といたしましては、これまでも自転車を含めた交通安全に対する啓発を推進してきましたが、この条例施行を機に、4月以降、交通安全に関する会議や住民が参加する場において、琴平警察署や関係機関とともに周知しておるところでございますが、今後、なお一層の啓発を行ってまいります。

また、教育委員会では、各学校に対し、保護者の努力義務として規定されておる次の2点について保護者に周知を行うよう求めています。

1点目は、自転車の安全利用に必要な技能と知識を習得させること、2点目は、自転車損害保険等に参加することです。

満濃中学校では、新入学生を対象に、小学校では4年生と6年生を対象に、毎年、警察や交通指導員の協力のもと、自転車の安全な乗り方の指導を行っております。

また、入学説明会や学級PTA、学校だよりなどを通じ、自転車の安全利用を含む交通安全についての意識づけを行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

3番目として、自転車損害保険について伺います。

自転車加害者になることはほとんどないだろう、まさか相手が死ぬことはないだろうということを考えられる方が多いと思います。しかし、自転車も車両です。平成25年には、自転車が歩行者と衝突し、小学生の自転車ですけど、9,500万円の後遺障害が発生しております。

私の友人の家族では、警察官でしたけど、職務中に無灯火の自転車に衝突され、残念ながら、新婚さんだったんですけど、20代で亡くなってしまいました。

香川県内の条例では、損害保険の加入は努力義務ですが、全国各地では高額な賠償事案が発生しており、保険の加入を義務づける条例を制定する自治体もふえてきております。

まんのう町では、遠距離のため、自転車で通学している子供たちもいます。掛け金はそんなに高くありませんので、学校への届け出の際、保険の加入の有無を確認したり、未加入の場合は、損害保険への加入を積極的に、先ほども回答がありましたが、改めて勧めたいというふうに考えております。

警察や交通安全協会などと連携をし、町民の皆さんへ損害保険加入推進を広く啓発していただきたいと思います。現状について御回答をいただけたらと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再々質問にお答えいたします。

常包議員が先ほど言われましたとおり、平成25年7月に、神戸市において、夜間、坂道を下っていた男児小学生の自転車が歩行中の女性と衝突し、女性に頭蓋骨骨折等の重傷を負わせ、意識が戻らない後遺障害を負わせた事故があります。このとき、神戸地裁が自転車事故の加害者に約9,500万円の賠償責任命令を下しました。

このように、小学生が事故の加害者になり、痛ましい事故を起こさないように、まんのう町内の各小学校にて自転車教室を実施し、交通安全のルールの徹底と自転車も車と同じ車両であることを児童たちに警察関係の方と一緒に指導しています。

また、町民の方々にも、交通安全に関する会議や住民が参加する場において、琴平警察署や関係機関と連携しながら交通安全啓発をしておるところですが、今後、なお一層の啓発を行います。

また、まんのう町の子供たちに関しましては、長炭小学校及び満濃中学校において自転車通学の児童生徒がおります。それぞれ5人と372人でございます。

このうち、長炭小学校では8割に当たる4人が、満濃中学校では約2割の生徒が損害賠償保険に加入しておるようでございます。

自転車の損害賠償保険は、自転車安全整備士が点検整備し、安全な自転車であると確認したあかしの「TSマーク」に付保された保険、自動車任意保険の特約、また、香川県PTA連絡協議会が導入しております自転車総合保障制度などがございます。

このうち、県PTA連絡協議会は、中学校の入学説明会において自転車総合保障制度への加入の周知を行っておりますが、加入率がまだまだ低いのが現状でございます。

教育委員会といたしましても、通学に限らず、児童生徒の自転車乗車時のけがや賠償責任に対応した保険に加入するよう、引き続き、学校を通じて保護者に周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。先ほども申しましたように、自転車は車と同じ車両であります。そのことを改めて私も再認識していきたいと思えます。

中学校が2割というのはちょっと残念な結果であります。ぜひ改めて啓発活動をお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

1 番、鈴木崇容君、1 番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 1 番、鈴木崇容です。よろしくお願いします。

私も常包議員同様初めてですので、過去の諸先輩方の質問と重なるところがありましたら御了承ください。

では、議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて行います。

一般質問をさせていただきます。

1 番、合併特例期間についてです。

平成 30 年度の町長の施政方針を読ませていただきました。町長も再選されて 4 期目と大事な 4 年間ですが、私たちも大事な 4 年間です。その期間に平成 33 年、地方交付税の合併特例期間の終了が来ます。終了となれば、10 億円余りの大幅な減収となる見込みと言われています。これはまんのう町にとって大きく影響する問題があると思います。まんのう町は国に対して特例期間の延長申し出をする考えがあるのか、また、少しでも延長の可能性があるのであれば、働きかけていただきたい。行財政運営のスリム化をするに当たって、準備期間が長く持てると思います。これについて御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの質問にお答えいたします。

合併特例期間についての御質問でございます。

最初に、まんのう町は、鈴木議員御指摘のように、平成 18 年に合併し、交付税の合併特例期間とされる優遇措置が平成 27 年度まで 10 年間続いております。しかし、その合併特例期間は平成 27 年度で終了し、その後、5 年間かけて段階的に交付税が縮減され、平成 33 年度には平成 27 年度と比較して約 10 億円もの減額が想定されております。

しかしながら、全国的に合併した団体から、この激変緩和措置の期間や、一本算定となった場合の交付税減額割合を緩和するような動きが平成 24 年ごろより活発化し、国のほうが平成 26 年度より、市町村の姿の変化に対応した交付税算定についてという新たな交付税制度を策定し、実際に交付税の上乗せが合併した団体に現在も行われております。

基本的な考え方は、平成の合併により市町村の面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映するというところでございます。

主な算定項目は三つあり、一つ目に、地域振興費の中で支所に要する経費の算定を加算、二つ目に、消防費の消防署・出張所に要する経費や人口密度による補正を充実・加算、三つ目に、保健衛生費において、旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算の 3 点でございます。

このほか合併特例債などの交付税個別算定経費も見込まれることから安易に考えることはできませんが、当初想定していたよりも、国が合併団体に対して交付税の上乗せ措置が充実してきているのも現状でございます。

なお、鈴木議員御指摘のように、近隣の合併している市町で、いわゆる合併特例期間の延長を要望する動きや機会があれば、積極的に情報などを共有し、県を通じて国に延長要望を上げていく所存であります。ことし4月には合併特例債の活用について法律が改正され、まんのう町の場合、平成32年度までしか使えなかったものが、さらに5年間延長し、平成37年度まで使えるようになりました。このことにより、現在の中長期財政計画を本年度で改定し、合併特例債を活用した大型の事業につきましては、平準化する方向で現在検討をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございました。大変よくわかりました。

では、関連したことで、町長の施政方針の中にありました行財政運営のスリム化とは具体的に何か御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の行財政改革のスリム化とは具体的に何なのかの再質問にお答えいたします。

最初に、まんのう町では厳しい財政状況の中で効率的で健全な行財政運営に努めておりますが、税収の増加が見込めず、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況でございます。

そこで、昨年2月に今後の財政見通しを的確に把握し、一層の財政健全化を実現していくため、25年度に策定した中期財政計画を見直し、28年度から49年度までの中長期財政計画を策定いたしました。その計画の中で今後取り組むべき課題を大きく6項目掲げております。

まず、1項目といたしましては、自主財源の確保でございます。まんのう町の自主財源は歳入全体の約38%しかございません。27年度で普通交付税の合併特例期間が終了し、段階的に交付税が減額され、33年には約10億円もの減額が想定されます。そのため、自主財源の確保が重要な課題となっており、町税収納率の向上や町有財産の有効活用などの取り組みを強化していきたいと思っております。

次に、2項目といたしましては、人件費、物件費、補助費、繰出金、いわゆる経常経費の削減でございます。

3項目といたしましては、事務事業の見直しにより歳出を削減するとともに、行政改革により生み出した財源を、優先順位の高い政策的事業に配分してまいります。

4項目といたしましては、民間で実施できるサービスについては積極的に民間委託に移行し、スリムな行政運営を実現いたします。

5項目といたしまして、地方債の発行は極力抑制するとともに、必要な事業の財源として発行する場合には、合併特例債、過疎対策事業債など、後年度の交付税措置率が高いものを活用することで実質的な町の負担を軽減してまいります。また、繰上償還により地方債総額の抑制と公債費削減に努めてまいります。

6項目、その他の取り組みといたしましては、大型施設整備事業について、その事業規模を現在の財政状況や利用状況に応じ適正な規模になるよう精査を進めます。また、町債や基金以外の財源につきましては、社会情勢を鑑み、より多くの財源確保に向けての取り組みを最優先として事業実施を進めてまいります。

次に、現在、予算・決算ともに100億円規模で推移しております。具体的な数字を申し上げますと、平成30年度一般会計の歳入歳出当初予算額は113億2,200万円で、対前年度5億4,200万円の増、対前年度比5.0%増となっております。

決算におきましては、平成29年度一般会計歳出決算額が112億円となる見込みでございます。

また、平成29年度における当町の標準財政規模は約67億5,000万円でありますので、80億円台に予算を抑えたとすれば、標準財政規模の約1.2倍、つまり82億円程度が妥当な予算額であると言えます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、現在は当初予算ベースで100億円を超えております。これは、30年度予算で言いますと、約1億5,000万円の神野公民館建築事業や仲南小学校の大規模改修事業など、合併特例債などを財源とした大規模事業を実施する予定があるためでございます。

そして、中長期財政計画では、現在、100億円台の決算規模であるものが、合併特例債などを利用した多額の費用を要する大規模事業が終了いたします平成33年度から決算額が徐々に逡減され、33年度に92億円、37年度に初めて80億円台となり、その後、87億から81億円程度で49年度まで推移するものと想定いたしております。

しかしながら、たとえ予算・決算規模が減ったといたしましても、まんのう町総合計画や総合戦略に掲げる施策・事業の着実な推進を図り、合併特例期間の終了に向けて持続性・安定性があり、かつ、スリムな財政構造を構築しなければならないと認識いたしております。

今後、町税の徴収強化等の取り組みや新たな自主財源の創出などにより歳入確保に努め、徹底した事務事業の見直しなどによる行財政改革を推進するとともに、選択と集中による施策の重点化により、効率かつ効果的な行財政運営のスリム化に努め、財政の健全化を図ってまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございました。よくわかりましたので、1番の質問を終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。

2番目です。高齢者の福祉と介護問題についてです。

団塊の世代の人が退職を迎え、高齢になってきた今、現在でも老人ホーム等の介護施設

に入れない人がたくさんいます。５年後、１０年後、１５年後、このまんのう町でその方々が安心して暮らしていけるのかが心配です。その方々が安心してこのまんのう町に住み続けるために何をすべきか、課題だと思います。

まず、国は対策として在宅介護、平均寿命、健康寿命を延ばす。まず、この在宅介護ですけど、できる範囲、日常的なことは自分でする、要介護者になるリスクを減らす、また、要介護度の進行防止を推進しています。

また、先ほど言いました平均寿命、健康寿命を延ばす、そのようなことを言っていますが、今現在、非常に高齢者の多いこのまんのう町としては、その国の方針が現場に合わない、そぐっていないように思います。どう国の方針に対してこのまんのう町がクリアしていくかをお聞きしたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの２番目の御質問は、高齢者の福祉と介護問題についてでございます。

まんのう町の高齢化率は、４月１日現在、３５．７％となっております。介護の認定率は２０．２％となっております。単純な計算にはなりますが、介護保険３施設を利用されている方は３２９人で、認定されている方は１，３６１人とししますと、１，０３２人が在宅ということになります。

在宅介護についてのアンケートでは、介護が必要になったとき、在宅を希望される方が７４％となっており、在宅の方への施策は重要な課題と考えております。

さて、健康寿命は香川県は男性７２．３７歳、女性７４．８３歳（平成２８年度調査）となっております。前回調査に比して大きく改善しておるところでございます。

健康寿命を延ばすという観点では、認知症の方のサポート及び認知症予防に取り組んでいます。これは、介護保険申請における原因疾患の第１位が認知症であり、その占める割合は４３％となっていることから、認知症施策に重点を置いて取り組んでおります。例えば、認知症カフェを官民で実施しております。

次に、国勢調査による人口推計では、平成３７年には現在に比べて１，５００人程度減少いたします。６５歳以上の人口も２００人程度減少しますが、高齢化率は３８．９％と推計されております。このような背景も考慮に入れ、施策を検討する必要もございます。

また、高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスと高齢者自身の社会参加も必要となります。

生活支援サービスにつきましては、介護保険の生活支援体制整備事業で協議体を設置し、本町に必要な生活支援サービスの検討や不足するサービスを検討するなどの取り組みを行っております。あわせて、地域ケア会議、個別会議などを通じて得られた情報を協議体と共有していきたいと考えております。結果につきましては、第８期介護保険事業計画に反映していきたいと考えております。

加えて、高齢者の在宅生活を支えるためには、ボランティア、社会福祉法人、民間企業

などの多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制の構築が必要と考えております。権利擁護事業、声かけ、見守りなどの安否確認、配食、家族介護者への支援など、現在実施しております事業につきましては、継続、深化させていきたいと考えております。

不可欠であります医療と介護の連携につきましては、各事業者、医療関係者、介護事業者などで構成する連携会議を立ち上げ、現在、検討を行っております。

高齢者の社会参加の観点では、シルバー人材センターへの助成と入会案内、老人クラブ活動や高齢者の学習活動への参加など、多様な社会参加が可能となるよう、そして生きがいを持って生活ができるよう支援をしていきます。

一方、将来に備え財政的基盤を整えておくことも肝要と考えており、給付と負担のバランスを図りながら施策の構築、実施をしてまいります。

平成30年度でまんのう町の社会福祉の方向性や考え方などをまとめる地域福祉計画を策定することにしております。策定に当たりましては、議員の皆様方の御協力をお願いし、鈴木議員さんの2番目の質問の答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 今の御説明されたこと、よくわかりました。しかし、まんのう町の高齢者の方は、今、御説明していただいた生活支援サービスとかその他の支援のこととかをまだまだ知りません。私も、実際、自分の足で歩いて、たくさん的高齢者の方にお会いしていろいろ聞きました。そんなことがあるのかとか、まだ知らなかったわとかいうことをいろいろ言われまして、認識としてはまだまだ薄いと思います。私たち議員と執行部がこの場で理解をしても、まんのう町の高齢者になる方、また、高齢者の方がそのことを知らないという意味がないと思います。もっとその方々にそういうことを浸透してわかっていただけるためにはどうしていくかということをお聞きしたいです。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

介護保険とか高齢者施策についてのアナウンスといいますか、情報の提供が薄いという質問だろうと思います。

現在ある介護保険の制度につきましては、本年度、こういった形で各家庭に広報と一緒に配布しております。

それから、今後、介護保険は大きなうねりがあって、物すごく変わっていくと思います。給付費の負担の抑制など、さまざまな変化が予想されます。その都度、広報また告知放送などを通じまして、できる限りわかるように、また、いろいろな町政懇談会の場で情報を発信したり、自治会等のいわゆる常会などにも呼んでいただければ、こちらのほうから参加いたしまして、情報の発信に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございました。最後に、これは答弁は結構です。

私自身、公約を上げて選んでいただき、ここに立たせていただいています。私自身いつも思っているのは、人生の先輩方には感謝を、子供には夢を、そういう気持ちでいつもいます。ですから、だからこそ、高齢者の先輩方には、今よりも安心をしてこのまんのう町に住んでいただきたい、また、より一層、手厚い対応をしてあげたいと思いますので、この問題はここで終わらず、これから私自身も現場の高齢者の方の声を聞いたり、執行部の人といろいろ密に練っていき、やっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 3番、小山直樹です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、第一の質問に入ります。

私は、学生時代に長崎に住んでおりました。当時、被爆からちょうど30年たったころであります。町は見た目に原子爆弾が焼き尽くした町とは思えないほどに復興いたしておりましたが、時々、町なかで顔や腕にケロイドのある被爆者を見ることもありました。もちろん平和公園や原爆資料館を見て歩きましたけれども、原爆の悲惨な状況を自分が体験した気持ちになるというのを覚えております。

高校時代に実は広島の水爆禁止世界大会に参加をしたことがあります。広島の水爆資料館も見ましたけれども、そのときの衝撃というのは言葉に出ない、まさに絶句でありました。

そのとき、平和病院へも伺いました。体調の悪そうな40代の婦人が病院で点滴を打っておりましたが、生活のためにこの点滴が終わると仕事に行くんだということを言っておられたのがいまだに忘れられません。

さて、2016年の12月23日に、国連総会は核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議を賛成113カ国という圧倒的多数で採択をし、核兵器禁止条約の締結が、今、進んでおります。仮に、最初は核保有国が拒否したとしても、国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は人類史上初めて違法化されることになり、あらゆる兵器の中で最も残虐なこの兵器に悪の烙印を押すことができます。

I C A Nがノーベル賞を受賞したことでも、皆さん、御存じのように、一つ目は圧倒的多数の途上国、先進国の一部を含めた非政府組織の共同であります。この20年間、国連総会で核兵器禁止条約を求める決議が提出され、毎年、圧倒的多数の賛成で採択されてまいりました。ちなみに日本政府はずっと棄権をしてまいりました。

二つ目は、核兵器のない世界を求める世界の反核平和運動、市民社会の運動であります。被爆者を先頭に日本の反核平和運動は、当初から一貫して広島、長崎の実相を訴え、核兵器の非人道性、残虐性を告発してまいりました。

この条約で法的拘束力を受けなくても、政治的、道義的拘束を受け、核兵器廃絶に向け

て世界は新しい段階に入ることになるででありましょう。世界に向けて大変に恥ずかしいことではありますが、日本政府はアメリカの恫喝に屈して、さらに後退して反対の態度をとりました。唯一の戦争被爆国の政府にあるまじき日本国民の意思を踏みにじる態度は、厳しく批判をしたいと思います。

そこで、町長にお伺いいたします。

まんのう町は非核のまち宣言がされていると聞いております。勇退された藤田議員が提案されたとも聞いておりますが、このすばらしい宣言をしているのでありますから、ぜひこの機会に庁舎に懸垂幕を出していただくようお願いをいたします。

また、町長の施政方針を、スローガンでもいいですから、懸垂幕で庁舎に掲げてはいかがというふうに思います。御答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の質問にお答えいたします。

最初に、国連が進めております核兵器禁止条約をどのように思うかとの質問でございますが、我が国は世界で唯一の被爆国であり、核兵器の災禍を語り継ぐ責任があり、さらに日本は核兵器の廃絶を訴え、世界が二度と核兵器を使用しないように努力する歴史的宿命を負っていると考えております。

政府はこれまでも核兵器廃絶に取り組んできており、自身が核兵器を保有しないことを国際社会に誓約するとともに、国連総会に核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動決議を提出し、核不拡散にも積極的に取り組んでおります。

しかしながら、日本が2017年7月に採択されました核兵器禁止条約交渉に参加しなかったこと、また、なぜ反対したのかを岸田外務大臣が会見を行って理由を述べたことも聞いております。

私個人といたしましては、さまざまな政府の対応や意見がある中、非核三原則を堅持し、核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを世界の人々に訴えるとともに、周辺各国と連携し、一歩ずつ着実に核軍縮、不拡散を進めていくことが重要であると考えております。

次に、非核のまち宣言についてでございますが、合併前の旧町時代でございますが、昭和59年度において、近隣市町も含め「非核・平和宣言」を当時の議員発議により議会決議をしていたようです。

しかしながら、合併後は、平仮名まんのう町としてこの「非核・平和宣言」の決議をしておりません。今後、他市町の状況等も踏まえながら、この決議につきまして前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、小山直樹君。

○小山直樹議員 2番目の質問に移らせていただきます。

○田岡秀俊議長 1番目、終わりですか。

○小山直樹議員 はい、結構です。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 二つ目の質問に入ります。

4 月から国保の都道府県単位化がスタートいたしました。政府はなぜこのような仕組みを導入したのでありましょうか。最大の狙いは公的医療費を恒久的に抑制するための仕掛けづくりであります。国保では国保料の高騰を抑え、自治体独自の減免などを行うため、多くの自治体が一般会計から国保会計への公費の繰り入れを行ってまいりました。政府厚労省はこうした自治体による公費の法定外繰り入れを敵視をして、その分を保険料引き上げに転嫁するよう主張してまいりました。仮に国の主張どおり法定外繰り入れがなくなれば、全国平均で年額 1 万円ぐらい上がると思われます。今後、高齢化などで医療給付費がふえるたび、さらに上がり続けることになります。その痛みを実感させることで、住民と自治体にこれ以上の負担を防ぐには、医療を抑制するしかないという意識を根づかせて、病床削減、強引な退院促進など、医療費削減を飲ませやすくしようとしております。そうした給付費の増大が保険料の負担にダイレクトにはね返る国保制度にするため、都道府県を市町村の監督役にするのが今回の国保の都道府県単位化だと私は思います。高齢化のピークとされます 2025 年を国の社会保障費を削減したままで乗り切っていこうというのが、今の政府のシナリオではないでしょうか。

さて、前置きが長くなりました。

今、国保は高齢者とワーキングプア、非正規労働者が加入者の多数を占める社会的弱者の医療制度となっております。選挙中、私は多くの方から国保料が高過ぎるという声を聞いてまいりました。

私はこれまで協会けんぽにお世話になっておりました。国保の保険料は協会けんぽや組合保険に比べて 2 倍ほどの負担ではないかと思えます。

昨年 7 月、全国知事会は国保とほかの医療保険との負担格差を解消し、今後の給付費増大に耐え得る財政基盤をつくるものとして国に要望書を提出いたしました。一つは、国保への定率国庫負担の引き上げ、二つは、子ども医療費の無料化の国の制度の創設、三つ目は、子供の均等割の軽減、四つ目は、障害者、障害児、ひとり親家庭などを含む自治体の医療費無料化の取り組みに対するペナルティーの全面禁止などであります。至極当然の要望であります。国保の構造問題を解決する本当の改革が、今、望まれております。

そこで、町長にお尋ねいたします。

今年度から 6 年間の激変緩和がありますけれども、標準保険料率にかかわらず、町民の負担増を食いとめる考えはお持ちか否か。また、均等割はまんのう町の掲げる少子化対策と矛盾すると思いますが、いかがでしょうか。御答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の質問にお答えいたします。

小山議員さんの 2 番目の御質問は、国民健康保険の引き下げについてでございます。

まず、医療に係る社会保障給付費について全体的なことを述べさせていただきます。

経済財政諮問会議で、社会保障給付費は2040年度には18年度の約1.57倍に当たる約190兆円に上るとの推計が示されました。これは、高齢人口がピークを迎えるころの推計でございます。

中身を見ますと、伸びが大きいのは介護保険で、18年度の10.7兆円が25.8兆円と2.4倍になります。医療は39.2兆円から68.5兆円と推計されております。このように社会保障費の見通しが示されたことを受け、政府では給付を抑え、負担をふやす方向で議論が行われております。

それでは、本町の国民健康保険の現状でございますが、本年4月から広域化が始まり、新しい国民健康保険制度となっております。いわゆる医療費の支払いについては、その財源を香川県から交付されます。反対に、町国保はさまざまな調整はありますが、国保保険料を県に納付する仕組みとなっております。

また、国保保険料の中には、今後、増加すると推計されております介護保険第2号保険者の保険料も含まれておるところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、小山直樹君。

○小山直樹議員 町民の負担がふえるのは仕方がないという答弁だったと思います。上が決めたことだから仕方がないというふうに聞こえましたけれども、全国いろんな自治体では、この激変期間に紛れ込んでじゃないですけど、この中でできるだけ続けたいという自治体が多くあることも事実であります。ですから、町長のおっしゃるまんのう町の未来像の中に、赤ちゃんが生まれたら保険料が上がるんだというふうな不自然なことがやっぱり起こっては困るんだというふうに思っていたかないといけないんじゃないかというふうに私は思っております。ですから、そういう意味では、町民の負担がふえることは、町にとって決していいことではないと。将来的に、この6年間で果たしてできるのかというふうに言えば、そう簡単に国もできないから、いろんな言いわけを並べてきているわけですから、そういう意味では町長が一念発起して、自分の姿勢、信条を貫いていただきたいというふうに思って発言を終わります。どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

○田岡秀俊議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 合併以来12年、日本で一番小さな香川県の中にあって、まんのう町、香川県では3番目に広い。この4階から南を見ますと、全てまんのう町。町長さん、宝の山ですね。200平方キロ弱のまんのう町、農地が4,000ヘクタール、山が1万

3, 000ヘクタール、これ、生かすすごい財産ですね。これ、人口多くないから、一人頭でいきますとすごい財産ですよ、1人当たり。これを生かす方法をひとつ、町長さん、お願いしたいなと思って、今からお聞きいたします。

よくわかるのが、昭和の代にマツタケがどんどん生えて、子供のときに泣きよったら、マツタケ食わすぞと言ったら、泣くのがやまりよったんですよ。皆さん、そういうような体験、あるかないか知らんけど、無理言いよったらマツタケ食わされる。そしたら、いや応なしに泣くのをやめる、そういう時代なんです。でも、今、この隠れておる財宝を生かす方法をひとつ考えていきましょう。

そこで、まず本題に入ります。

この農地をいかに有効に生かすか。きのうも同僚の質問の中に、認定農業者72名、その方がつくっておる耕作面積が400ヘクタール弱。そうしますと、単純に考えますと、5. 数ヘクタール、1人が。でも付加価値の高いハウスとかそういうものをやっておられる方も認定農業者の中には含まれてますから、実際にやりよるのは、20、30、40ヘクタールいっとるんです、規模拡大している方は。だから、相当無理もしてます。時間でいきますと、18時間ぐらいは仕事しとる方もおるかもわからん。それぐらい仕事をしとるんです。でもそれがすごく気持ちがいいんです。

ここで、私はひとつ国の政策、県の中にあって、農機具の助成金をまず一点伺いますが、国が認める、県が認める、それが実際におりてくる。そうしますと、まんのう町も最終的にその何%かをつけましょと、こういうことなんです、この仕組みというのが、県が出してくれば、町がその残りの分で2分の1までは持ち上げましょと。しかし、基本になるのが、機械にはやっぱり馬力数、大きさがございます。1台で能力がこの機械であれば5ヘクタールいけますよと、この機械は10ヘクタールはいけますと、そういうのがあると。そういうのが基本になって決まってくる。でも、境目があるんですね、どこかで。一気に段階にぽんぽんと上がるわけじゃないわけですから。この72名が400ヘクタール弱のもの、いとんを1年に2ヘクタール、また来年3ヘクタールと、この積み重ねがこういう結果になってきとるわけですから、そこで機械が故障した場合、あなたは前のがあるから、もう5ヘクタール足さなんたら、10ヘクタール足さなんたら対象になりませんよと、これが今の補助基準なんです。その方がもう二、三年せなんたら、うち、これ、10ヘクタール、今の面積からふえなんたらいかんがとなったときに、機械が故障してどうにもならない。農業を断念せざるを得んようになったときのことを考えたら、どうなりますかと、こういうことなんです。そういう方がかなりおいでる。

基本は基本で県が決めた条例にのっとって、これは面積がこれだけの馬力があるから、あなたところは30ヘクタールはいきなさいよと。もしこの機械をかうんだったら、40ヘクタールいきなさいよと。それは基本的にはわかるんですが、現段階から見て、これだけ耕作放棄地がどんどんふえる、高齢化してきよる、誰かに農地機構のほうへお願いしたるんやと、こういう方がどんどんふえてくる中で、誰かが受け皿にならないいけない。中間

のもののときに機械の交換をするときにはというのが、現実、困っとる材料なんです。それは町として独自に判断するお気持ちがありますか、どうですか、それをまずお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 通告に従いまして、川原議員さんの御質問にお答えいたします。

まんのう町はその土地の大部分が中山間地域にあり、農業経営者の高齢化による離農や農産物価格の低迷による後継者不足、また、耕作条件の悪さや鳥獣害による生産意欲の減退、そして、相続等により農地の所有者が近隣にいないことなどにより、耕作放棄地は引き続き増加傾向にあります。

農業委員会では、毎年、８月から１０月にかけて、農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行って、耕作放棄地や遊休農地の確認や無断転用の状況調査を行っております。この結果を受けて、土地の所有者に対して農地の最適化に向けた利用意向調査を行っており、不耕作状態の解消に向けた活動を展開しておるところでございます。

まず、御質問は、農機具の助成の見直しについて国土保全条例の設置を考えてはどうかという御質問でございます。

御提案の国土保全条例の設置につきましては、農村環境を守るための条例をお考えではないかと存じますが、豊かな自然に囲まれたまんのう町の土地を守り、自然環境を保全することは、防災の観点からも非常に重要であると考えております。

農業農村の分野では、今、農地を守ることが国の大目標になっておりますが、このためには農地を耕作する担い手農家をふやし育てることが重要であり、そのための支援が必要であることから、国や県は認定農業者、認定就農者や集落営農組織や農業法人などに対する支援策として経営規模拡大、農作物生産等に関する補助のほか、農業用施設の設置や農業用機械の導入など種々の補助事業を実施いたしております。

このうち耕種農家を対象とした機械の補助事業につきましては、一部事業を除き町も上乘せ補助を行っておりますし、事業もよく利用されておりますので、現時点では町単独による農業機械器具の購入補助事業は予定いたしておりません。

ただ、担い手農家によっては、集積している農地のさまざまな形状や広さ等条件により導入機械に関するニーズが異なることから、担い手の立場に立った機械導入補助事業の改善を国・県に要請してまいりたいと考えております。

また、食糧確保や農地保全は農政の原点であり、可能な限り不耕作地の増加防止を目標に掲げ、間もなく新たな体制となるまんのう町農業委員会と協力して、農地と農村環境を守るため、国や県の支援をいただきながら、香川県農地機構を介した担い手への農地集積を推進し、耕作放棄地の発生防止に努めてまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、町長さん、農地、ある意味で国土なんですね。私が冒頭に申し

た、まんのう町がこれだけの町土を持っておるということは、今、言われておる気候変動、CO₂の削減、森林もを吸収する、農地でつくる作物も吸収する、いろんな多目的要素を農地は持っておるから、国も育成して農地を守っていこうと。食糧難は一番であります、そういう考えで農地を守っていくために国も助成しておるわけです。

そこで私が言いよるのは、ちょっと食い違つとる。町長さん、これはさっき言った、県がやらなきゃまんのう町はせんよと、今のところはそうなつとるんです。だから私が言いたいのは、この機械が、今、使っておる機械が、面積にまだ達してない、ちょっと前のときに故障したときに使えなくなったら、そのときのことを考えた、現場はそういうことを考えよるんですよ、現場は。県の方は考えてない。機械が故障して使えんようになるとも考えてない。機械は故障したら直したらええやないか、それぐらいしか考えてない。使い物にならなくなった場合、まだ面積が目標の面積に達してない場合に、どんどんふやしていきよるけども、例えば100馬力のものを買うというのであれば、20ヘクタール上へ乗せなさいよといった場合に、20ヘクタール乗せる場合に、17はいつとるんやけど、あと3ヘクタール足らんのやと。県が認めませんよと。でも、今、機械がなかったらやれないから言いよるわけです。

現場と合わんというのはそこなんです。県はその機械を直したらいいやないかと。直せる状態ならいいんやけども、直せんと踏んだときに、来年、再来年に買ったらええやないかと。じゃあことしのしまいどうしますかと。現場と合わんじゃないですか、現場と。そこを何とかしてあげる方法を考えなんたら、認定農業者が72名のうち何人かはやつぱり落後者が出来ますよと。ふえるどころじゃない、落後者が出る、これは。そういう現実の問題を抱えとるわけですから、県が認めた、町も認めた、ただ面積も合いましたと、順調にいった場合はそれでいいんです。けども、いく過程、1年、2年手前にどうしようもない場合、まんのう町が何とかしなきゃ、これ、守っていけなくなる。それをどうお考えですかといったら、町長さんは、今、県が出せば、うちがそれに上乗せして、2分の1までは持ち上げますよと、これは当たり前な話、今までの話、進歩がない。今から育成していくのに、今、やりよる方を落後させたらつまらん。ふやさないかんのに、まだ減ったんでは困る。それを現場と机の上の考え方のギャップをどうお考えですかとお聞きしよる。

○田岡秀俊議長 答弁、農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁がありましたように、町のお答えしたのは、今、ある県の事業のほうでやっていただきたいという内容ではございますが、ただ、状況に応じて機械のサイズが、例えば6条の米の田植え機ですか、そういうようなものが壊れた場合に、すぐにまた6条のが欲しいという場合もあるかもしれません。現時点では、県の事業につきましては、壊れた部分については、新たな機械を導入することには補助が受けられないというようなところはございます。そういうことで、大きな機械を買っていただきたいと。そのときには面積をふやしてもらわないかん。例えば、不耕作地を4ヘクタールふやして

いただくことが条件になりますよとかいうのがあってこようかと思います。今までのところは、そういうのを頑張ってやっていただいているというところでございます。

ただし、それでは確かに緊急に立ち行かんということもありますので、そういうふうな事業を認めてほしいということを県のほうに要望していきたいというふうにお答えしたわけでございます。ですので、今すぐに町の単独でその機械を買えるかどうかというのは、私が決定することではございませんが、県のほうに強く要望して、そういうものを進めていけたらと考えております。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、課長のおっしゃるのはごもっともなんです。そこまでは当たり前の話なんです。ですから、例えば、今、お話に出ましたから言いますけど、6条の田植え機が故障した場合、面積をふやして、今度、大きなんにせないかん。8条にせないかん。8条にすれば、近くだけだったらいいけども、今度は回送車に乗せるのが何ぼあると思いますか。6条で2メートル10センチある。8条になったら、2メートル45センチある。20トン車以上の回送車を持ってこなんだから間に合わんねん。現場を知らんからそういう答えが出てくる。4トンの回送車でコンバインも大体乗ります、6条で。4トンしかないんやから。4トン以上の回送車は農家の方はあんまり要らない。建設業と違いますから、重機乗せるんと違うきん。それをそういう理屈を言うたらいいかん。それはそれでいい。そこまではわかっとなんや、課長も。私が言いたいのは、県へ今から行く、県が認めてくれるのは、2年後か、3年後か、まだ先かもわからん。しかし、その期間をどうするんやと問いよるんや。

今、町長さん、十分話しとってくださいよ。課長が言いよるのは、今、めげた分には出しませんよ。しかし、面積をふやしたら、また違う分の大きな機械を買えとなる。それは今までのやり方。それはそれでかまんのですが、面積をふやしていく過程に故障して、作業ができなくなった場合の間をどうしますかと。県が本腰でやるんやったら、3年かかるんがあるんやったら、町が3年間だけでも国土保全条例か何かこれは仮称でわかりませんが、そういう考えがあるのかないかと、こうお聞きしよるんですよ。私は72名の認定農業者を減らすわけにはいかん。もっとふやしたい。でもこの中にはかなりな年の方がおりますから、若い方に考え直してもらわなんだからいいんですよ。72名が減りますよ。ですから、若い方が魅力を持てる農業。じゃあ、このところでこうなったらどないになるんやと。いっきよる過程で、途中で作業がどんどんせなんたら、1シーズン間に合わん。それを今から県へ現実言ってくれるのはありがたい、課長がね、ありがたい。でも、それは県がよっしゃというまでには時間がかかる。時間がかかる分の穴埋めをどうお考えですかと言いよる。

本腰で農業をやって、農業立町まんのうを、農業で農家から税金を、町税が18億円しかないのを農家の方にもうけていただいて、30億円、40億円にしようと思うんなら、それぐらいの考え方は当然持つべきじゃないんですか、これ。できなくなるんですよ。今

やっておる方もできなくなる可能性がある、県の条例だけに合わせていきよったら。それが現場と合わない。じゃあそこまで、きょう、答えられんのやったら、協議会をこしらえて、認定農業者全員じゃないですよ。協議会ですから、私に言わすと20名ぐらい。町とか農協さんとか実際やっておる方が半分近くは入らないといけない。意見を聞く、そういう協議会を持つ、こしらえるお考えはどうですか。現場の声を一番に聞きましょうや。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今、川原議員さんから御提案がありました、72名全員ではなくても、何人かの認定農業者の方、その関係者の方の生の現場の声を聞くというのは非常に重要なことだと思いますので、前向きに進めたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 それは個人的に聞くというんでなくて、正式に協議会を設置しますよと、そういうことでよろしいですね。はい、わかりました。そこまで言ったら、きょう、即は無理かもわからんけども。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、農業政策について、もう一つ、違う角度でお聞きいたします。

この冒頭の町政報告の中に、町長さんの中に、この間もヒマワリの開所式もございました。ヒマワリをまんのう町の特産品に、いわゆるヒマワリだけじゃなしに、カリンあり、薬草あり、薬木あり、いろいろあるんですが、ここから見えておる南のほうを見ますと、宝の山やと思うのか、あんな遠いところへ行けるのかと思うのかの違いがあるんです、これ。

そこで、例えば一つ例にとって申しますが、地方創生の中で、これは町長さんのお言葉をおかりします。私たち一人一人が地域の未来を自分のこととして考え、そして一緒になって汗を流すまちづくりが求められております。ふるさとに対する熱い思いや深い郷土愛こそが、これからの改革と協働のまちづくりの原動力になると。これ、町長さんのお言葉です。これを現実に実行していただければ、私がもうここで質問せんでいいんです。ですから、例えばこの中で、きょうも同僚から話がありましたが、特例債87億6,000万円余りある中で、54億数千万円は使っておるけど、33億円、これは琴南小学校の大規模改修とか仲南の小学校の大規模改修とか、農改センターとかいろいろハードな面もございしますが、そういうところへソフト的にやっぱりきちんとしたものを、まんのうの特産品をつくるのであれば、会長さんが今度かわって、副町長さんが会長になる。こうなったら、町長さん、一生の思い出に、きちんとまんのうはこれでいけました思い出づくりはこしらえないかん意欲はあると思うんですが、そういう金をなぜ投資して、一番えらいのは今なんです。今やっておる方は、補助金いただいても、機械がないもんやから、機械代、肥料代、農薬代、乾燥は要らないというけど、そういうものに払ったらペアになるんです。

もう労働力ゼロで、今、やっとな、はっきり言って。平均で100キロしかとれないものを、300円で買ったなら3万円ですね。3万円はそちらへ払わないかん。ゼロで働かないかん。しかし、これが5年、10年して軌道に乗ってくれば、新しい耕作者が、これは10アール、50万円、100万円もうけようと、利益上げようと、それはかまん。しかし、それは楽なんです、採算がベースに乗ってくれば。先駆者的に開発をしようといろんな努力をしようの人が一番問題なんです。今、17名といたらいいのか、17団体なのか、30年度は、そこらが一番えらいんですよ。これがまた割に合わなくて落後者が出たら、これは計算が合わんというようになったら、また減りますよ。商品は売れるようなめどがついた。しかし、生産者はやめました。これでまんのうの特産品をどうお考えになっておるのか、ちょっとこちらの角度から、町長さん、お伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えをいたします。

ヒマワリの生産のことであろうかとは思いますが。本年2月にひまわりの作付申し込みを受け付けた結果、昨年同等の約20ヘクタールの申し込みがありました。4月中旬から5月初旬に播種が行われました。ただ、播種直後にハトによる新芽の食害が発生し、被害を受けた耕作地がありましたところから、今後の天候にもよりますが、作付量の減少が危惧されるところでございます。

商品製造への影響につきましては、昨年生産種子17トンのうち約10トンが貯蔵されており、本年度分のヒマワリ油製造量は確保できると予想されております。

また、ひまわり事業につきましては、地方創生推進事業としてヒマワリの種子を搾油し、6次産業化による新商品として高品質ひまわりオイルを生産し、地域ブランドの確立を目指して、製造販売元のグリーンパークとともに販路拡大を強力に進めます。

販売収益が一定以上となれば、種子の買い取り価格を上げることで、栽培農家の所得の向上と農業後継者育成や耕作放棄地対策につながるものと考えております。

本町のひまわりオイルは適期の収穫に努め、低温圧搾法により良質の機能性成分を含んだオイルを製造することで、健康志向の消費者に関心を持っていただくことといたしております。

標準的な販売価格は、200ミリリットル1ボトルで2,000円を超えることから、ターゲット客はハイエンド層を予定いたしておるところでございます。

次に、販売戦略といたしましては、ひまわりオイル専用ウェブサイトを立ち上げ、マスコミ（地方新聞・ローカルテレビ局）など宣伝媒体を最大限活用し、全国に向けて発信するとともに、朝ドラ風ネットドラマ「ひまわりちゃんシリーズ」は、先日、イオン綾川のイオンシネマの上映会で好評を得たところであります。JR四国の主要駅及び琴電の中吊りポスターを掲載することで、まんのう町のヒマワリ畑とまんのうのひまわりオイルの認知度を高めることといたしております。

販売方法は、製造販売元のグリーンパークまんのうが国営公園内の店舗とインターネッ

ト販売を開始するほか、栗林公園内のかがわ物産館・栗林庵、東京新橋のせとうち旬彩館、大阪の幸南食糧株式会社に御協力をいただいてひまわりオイルの販売を拡大するほか、品質確保に努め、地域ブランドとしてひまわりオイルのイメージアップを図っていくことといたしております。

販売計画では、本年度は5,000本の売り上げ800万円、2年目は1万本の1,600万円、3年目は3万本の5,000万円を目指しておるところでございます。

なお、7月8日のひまわりまつりにあわせ、第3回全国ひまわりオイルサミットを本町で開催し、まんのうのひまわりオイルを内外にアピールすることといたしておるところでございます。

そういったことで、ろくさん会館等の施設もできました。しかしながら、今後、まだまだいろんな面で問題が山積いたしておるところでございます。ちょうど今が胸突き八丁、正念場のときであろうと思っておりますので、議員の皆さん方の御支援、御協力のほど、心からお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 時間が、あともう1問あるんで、申しわけないが、町長さん、先ほど言われた鳥獣被害、金額はまだわかってないかもわからんが、ことしつくっておる30年度作付の分の生産者の意欲を減退さすような単価でしまいするおつもりはないですか。なかったらこれで終わります。

○田岡秀俊議長 農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

ヒマワリの播種からこれまでに、幾らもお金を使っただいて育てていただいております。ハトの害でほとんど芽が出なかったということで、大きく伸びなかったというところもございます。

○川原茂行議員 ちょっとごめん。芽が出んのは、種がないんやから芽が出ませんわ。鳥にやられて種がないんやから、芽が出んのとちゃうんや。

○森末農林課長 双葉が食べられまして、もう種がないということになっております。これによりまして、ことしの秋の収穫がない田んぼ、それから現地の確認をいたしまして、ほかの作物に変えた田んぼもございます。そういうところを、再度、私どものほうでも確認いたしまして、最低限は、その経費についてはお支払いせないかなのかなと考えておりますし、来年以降の作付に影響が出ない金額を協議会の中で考えて、それを町のほうに提言をいただきまして、その金額をまたお支払いしていきたいと、このように考えております。来年の作付に影響しないように考慮してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、私のほうで進めさせていただきます。ことしの影響が来年の作付に響かんようなあとしまいをすると、こういう解釈でよろしいですね。町長さん、

いいですね。

じゃあ、1 番目を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 それでは、2 番目は森林環境税、まんのう町の議会も言って久しくなるわけでありますが、たまたま香川県のほうはなかなか言うことを聞いてくれなかった。これはいろんな立地条件的なものもございましていかなんだが、今度、国のほうでそれはやりましょうと。2024 年からやることになるんですが、その間、間がありますから、何年かは国が立てかえてやりましょうと。いわゆる納税者が約6, 200 万人ぐらいだそうです、全国で。そうしますと1, 000 円いきますから620 億円。620 億円を国が30 年度には既に立てかえて動いておるわけです。これを県が1 割、最終的に自治体が9 割、そこらまでは大体そういう方法でいきますよということはわかっておるようですが、不確定要素がようけありますが、町として、やはりまんのう町、香川県で実質が一番多い、高松がちょっと多いんですから、高松が塩江がありますからちょっと多いんですが、一番森林の多い町なんです。

そこで、将来、どういう形に持っていこうか、県から聞くんじゃなくて、うちの森林把握、いろんな面での把握、そして計画、どういこうか、計画なしにはどうしようもないので、そこらのお考えについてお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの森林環境税につきましての御質問にお答えいたします。

森林環境税につきましては、平成29 年12 月22 日に閣議決定された平成30 年度税制改正の大綱でその創設が認められましたが、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成30 年5 月25 日に今国会で可決された森林経営管理法の施行を踏まえ、平成31 年度税制改正において創設されることになっております。

また、消費税率10%への引き上げが平成31 年10 月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として、各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引き上げが平成35 年度まで行われていることなどを考慮し、平成36 年度から課税が開始されることになっております。

一方、市町村等への配分につきましては、私有林人工林面積や林業就業者数、人口を基準に計算され、森林環境譲与税として譲与されますが、今回の新たな森林管理制度の施行にあわせ、平成31 年度から譲与される見込みでございます。

この5 年間の課税前の譲与分につきましては、特別会計において借り入れ、後に税収の一部をもって償還されることとなっており、市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が段階的に増加するように設定されております。

本町に譲与される額を試算してみますと、平成31 年度から平成33 年度は約400 万

円、平成34年度から平成36年度は約600万円、平成37年度から平成40年度は約900万円、平成41年度から平成44年度は約1,200万円、平成45年度からは約1,400万円程度になると見込んでおります。

この税の使い道につきましては、税制大綱では、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされておりますが、国庫補助金とは異なり市町村に一定の裁量があるものの、地方交付税とも異なり、目的財源ですので、法令で定める使途の範囲内で適切に執行する必要があるとされております。

そのため、国から技術的な助言の一環として実施に当たっての考え方を盛り込んだガイドライン等が示されることとなっており、この6月15日に開催されます県の説明会で県内市町に示される予定でございます。

以上のことから、本町における森林環境譲与税の対応といたしましては、平成31年度中に税の受け入れ体制を整備する必要があるほか、本町における税の使途につきましては、国のガイドライン等を確認の上、今年度中にも検討に入りたいと考えております。

なお、本町における税の使途についての検討に当たっては、新たに本町の森林・林業の基本方針などについて、議会はもちろんのこと、広く町内各界各層からの意見をお聞きして審議決定いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 今、町長さんの言われておる分の、それをやると、やらないやいけないやけども、おくれる。これはまんのう独自の程度計画は立てていかないかん。といいますのは、これは、まんのう町にある山、大体標高300メートルから1,000メートルぐらいまでで、ここが一番材木として有効な高さなんです。1,000メートルを超えますと、2,000メートル近くになりますと、シダーとか、通常、生産、用途して使える材木が減ってくる。2,000メートルを超えると岩が大半になってくる。山の層は大体そうなるんです。一番材木的に利用度の高い良質のものは、まんのう町内は300から1,000メートルまでですから、ちょうど一番いい位置にあるわけですね、山の標高的に。ですから、これを手入れすることによって国土を守る、水源涵養になる、気候変動の抑止力になるというから国がやるわけですから、事前に計画はいきよらんだら、県がまたようけ出せよと、こういうことになるおそれがある。一応、目標が県が1割で各自治体が9割となっておりますけども、どうもいろいろな情報筋によりますと、県の指導をようけ仰ぐと、県がようけ要りますよと、こうなる。だから私は自治体は、特に森林組合でございますから、そこらは十分連携をとりながら、計画の段階に入るべきだと思うから言っておるんですが、町長さん、県の指導を仰いでからというお考えなんですが、一歩前へ出すお気持ちがありますか、どうですか。

○田岡秀俊議長 答弁、農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 川原議員さんの御質問にお答えいたします。

この森林環境譲与税につきましては、先ほど町長の答弁にございましたように、この6月15日で、再度、説明会がございます。この先、予定を申し上げますと、その説明会の後、どういうふうなことを日本全国で考えているか、これを集める、国が考え方を集めると。それを吟味して、再度、市町村に、こういうのはいいけれど、こういうのはだめだよというようなことを恐らく助言をしてまいりたいと思います。それで一度集めます。町のほうで意見を集約しまして、もう一遍、県に出しまして、それをまた国が集めます。この行為を2回行いまして、それ以降に行うべき事業というのを認めていただけるということになっております。

ただ、議員さんおっしゃいましたように、この中で使える目的の大まかな部分で森林整備の部分がございまして、それまでに森林組合とは何回も打ち合わせをしていって、こういうふうなことが想定される次元で打ち合わせをしてまいりたいとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 どうも歯車がかみ合うところと合わないところとがある。県が6月15日に最終の打ち合わせをするんやったら、それからでも、そちら間に合うん。あなた、現場を知らんと、森林組合と打ち合わせする計画立てるとはどういうことなんですか。現場をそれまでに10回ぐらい歩けますか、まんのう町内の現場を。それが私が言う指摘なんですよ。現場も知らんと、ただ数字の上で森林組合が人工林が何百ヘクタール、ヒノキが何百ヘクタール、二十年生が何百、そんなことでできますかと言ひよる。現場を歩くのも大事な要素なんです。だから農業の問題も現場と机の上が食い違うと言ひよるんです。何を考えとるんですか。ただ帳面の上で、数字の上で合ったらええもんと違う。森林も農地も現場がある。だから現場の声を聞いてくれと言ひよるんです。それが6月15日であろうと、あしたからでも現場を見るということがなぜできないんですか。そこは頭がないんですか。いや、これはこっち向いて言わないかん。町長さん、課長に言うたんじゃいかんねん。現場を見らなんだら、私が言うのは、現場と合わないですよと言ひよる。森林組合はかなり歩いてますわ。じゃあ自治体が歩かんとして、森林組合の言うことだけ聞くんですか。それは、おまえ、ちょっといかんが、現場と違うやないかと、それぐらい言えることもあっていいんじゃないですか。どうですか、ちょっとお聞きします。

ちょっと足して言わせてください。

町長さんが歩けなんだら、副町長が課長と一緒に歩いたらええんや、それは。町長さん、忙しいから、私、無理に町長とは言わん。山を歩かんと、やっぱり森林組合の言うことだけ聞いたら合わんのやと。どうですか。

○田岡秀俊議長 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 川原議員さんのお話の中に、町長さん、多忙ですので、かわって私に現場を歩いてみたらどうかというお話でございましたんで、私も恥ずかしながら林業に対する知識はございませんので、川原議員さんのおっしゃるとおり現場を歩かせていただい

て、まずは勉強からさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原議員、発言時間が来ましたので。

○川原茂行議員 わかりました。お礼を言おうと思って立っただけです。体に気を付けてよろしくお願いいたします。終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可いたします。

○大西豊議員 ただいま発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

きのう、きょうと2日間、合計10名の方が一般質問をされたんで、いろいろ執行者のほうから答弁がありましたけど、よろしくお願いいたします。

まず1番目には、路線バスの巡回型ルートの構築についてであります。

これまで議会でも提案してきましたが、旧3町間の公共施設、病院、道の駅、買い物センター等の路線バスの巡回型ルートの構築による路線バスと福祉バス、デマンドタクシーを連携し、通勤時間帯には通勤・通学者の利便性の向上を図り、持続可能な公共交通システムの構築が急務であると考えてるが、お考えをお伺いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、路線バスの巡回型ルートの構築についてでございますが、現在、まんのう町内の路線バスとしては、琴参バスが2路線運行しており、美合線はJR琴平駅から川奥・下福家の間を、炭所線はJR琴平駅から広袖の間を往復する形で運行しております。

美合線につきましては、国・県の補助を受けて運行しておりますので、路線や便数について変更する場合、国及び県へ採算性等の説明が必要であり、承認をいただかなければならないため、この路線を大きく変更するには関係機関との協議が必要となります。

それに対して炭所線につきましては、現在、県の補助を受けて運行しておりますが、この10月でその措置も終了し、国・県の補助がなくなりますので、ある程度、融通のきく運行が可能となります。

そこで、琴参バスから炭所線の路線バスの運行について、利用者は通勤・通学者の時間帯がメインであり、昼間の利用がほとんどないため、その時間帯を巡回バスとして丸亀コミュニティバスの東高篠のバス停や琴電の羽間駅など、他の交通機関と連携できるようなルートを設けてはどうかとの提案を受けております。

今後の公共バスの路線形態や便数等につきましては、変化する利用者のニーズに合わせて、誰が何の目的でどこへ行くためにどの程度利用する必要があるのかを数値化した上で、バス事業者やタクシー事業者等と協議を行い、公共交通サービスを有機的かつ効果的に運行していけるように検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、大西豊君。

○大西豊議員 この問題について、4月の選挙のときに、たまたま椿谷のほうへ用があつて行ったときに、ある若い女性の方がおられて、すぐ隣まで、大体5キロ前後のところの人だと思いますけど、すぐ下へ通学バスが通つとるんやけど、どうにかならないのかということを聞きました。もし私が当選したら、そういうことも重要であるので、問題として提起させていただきますということで、その日、また夕方、ちょうど国土交通省のそういう路線バスなんかを担当しておる方がたまたまおうちを訪問したときにおられて、その方が言われるのは、三豊市のああいうシステムについてもちょうど担当者であつて、いろいろ携わつたということで、1番は、地元の住民が反対をしなければ、同意をすれば、ということでも国は許可しますということでした。そういうことで、今、町長のほうからいろいろ国の去年からのことがあるんですけど、基本的にはそういうことです。地元の方が反対しなければ、いろいろなことについては、国土交通省は許可してくれるそうです。その方は、今はその担当でおりませんけど、国土交通省の広報を担当されとる方だということです。

そういう意味で、昨年1月ですか、総務常任委員会で三豊市のほうへコミュニティバスとかいろいろ研修に行ったときにも、言われておつたことは、その町の議会の承認さえあれば延長できる。まんのう町におきましてでも、同僚議員が、琴平地区と隣接するところの病院へ行くのに、どうして行けないのかということで、長年、頑張つて、今は利用できるようになっております。そういう意味で、地元の方が反対をしなければいけるようです、最近は。

そういうことで、ぜひ、今、炭所地区がちょうど許可の期限が切れて、琴参バスの提案をしていただいておりますので、絶好のチャンスだと思いますので、よろしくお願いします。

それには、やはり住民が協力して利用することが一番私は大事だと思います。そういう意味で、もうちょっと違う観点から問題提起をさせていただきます。

今、まんのう町の公共交通の現状を数字で述べさせていただきます。今、まんのう町の公用車は約96台あります。それで、消防車、自衛消防が33台、社会福祉協議会の車両が23台、琴南振興公社、仲南振興公社の車両、満濃中学校のマイクロバスは大成建設からいろいろ事情があつて1台提供していただいて、1年間に37日以上されとるようです。

それと、これも委員長報告で申し上げましたが、霊柩車が2台、昨年の利用実績より半減しております。1年間に13日しか利用されておりません。以上の車両のうち、マイクロバス等の車両が約12台あります。まんのう町が町内交通機関より交通助成金を支出している団体に対して、デマンドタクシーに対して約3,800万円の助成金、路線バス、琴参バス等に約2,200万円、スクールバス（仲南小学校）に1,870万円、スクールバス（満濃中学校）に対して560万円、かりんバスが約520万円、福祉バスが350万円、福祉タクシー券が312万円、高校生の通学バス助成金が120万円、合計約1億円の支出があります。これらの費用も必要と思われるが、1台1台の利用状況を確認す

る必要があると思います。

こういう件についても、せっかくの機会でありますので、必要と思いますが、利用状況も把握してほしいし、検討していただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

各交通に係る利用状況等につきましては、所管事務調査時に御報告させていただいておるところでございます。いずれの車両も特定の目的を持って、それぞれ年間200日を超えて稼働いたしておりますが、議員御指摘のように、それぞれの移動についてアクセスポイントをきめ細かく設定し、有機的に連携させることでより事業効果を高めていけると思っております。

町といたしましては、民間の交通事業者の御理解や各関係機関との綿密な協議、調整が必要となりますことから、地方公共交通協議会等の各種会合の場を通して協議を行っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 同じ税金を投入するのであれば、住民の声を反映した住民の意向調査を行い、住民のニーズに応え、コストも考え、そして地域の活力を育み、地域を支える持続可能な交通体系、町民が進んで公共交通を活用していただけるシステムが急務だと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の再々質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、利用者ニーズ調査は事業の効果と成否に直結する非常に大切なプロセスの一つだと認識いたしております。将来の事業予測や将来人口分布、住民移動実態等を総合的に考慮して、公共交通の事業評価を繰り返し行っていくことで、住民の皆さんにとって利便性の高い効率的で、かつ、コスト意識を反映した持続可能な公共交通網の構築を引き続き目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 ぜひよろしくお願いいたします。特に、研修に行ったときにも、今の人口減少時代、運転免許証を持たない人の減少により利用者数が平成20年以降減っているということは、免許を持った人が多いということで、公共交通を利用していないということも一つ問題提起されております。

特に減った中で、少しでも財源を得るために、例えば車両を小型化にするとか、車両の広告募集をしたり、財源確保にどこの地方公共団体でも四苦八苦しておるようですので、ぜひそういうことも調査研究をしていただき、住民に喜んでいただき、持続可能な交通システムを構築していただきたいと思いますので、1番の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○大西豊議員 2 番目の質問に入ります。

町債の現状及び将来の見込みについて伺います。

町債の現状及び将来の見込みについて、平成 30 年度版県自治振興会資料によりますと、まんのう町の財政力指数は平成 27 年度で 0.37 と悪化しています。また、平成 29 年度地方債の現在高は、4 年前の計画より約 20 億円増加しています。平成 30 年度のまんのう町当初予算の歳出を見ますと、公債費が 14 億 2,500 万円、12.67% の増加となっております。

また、予算編成におきましても、合併特例債が終了し、激変緩和時期 5 年間に突入したことによる持続性、安定性のある財政構造を構築することが重要です。そのために町税等の、これは先ほど町長も触れましたが、町税の収納率の向上や新たな自主財源の創出等による歳入確保に努め、徹底した事務事業の見直し、スクラップアンドビルド、アウトソーシングなどにより行財政改革を進めるとともに、より一層、選択と集中の視点に立って、限られた財源の中で効率的、効果的な行財政運営を行うことが必要であるとうたわれております。

その中で、具体的にスクラップアンドビルドに取り組む計画がありましたら、御報告をいただきたいと思います。

また、総合的かつ効率的なまちづくりを推進するとありますが、今年度、取り組みがありましたら、御報告をいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの 2 番目の質問にお答えいたします。

現在、まんのう町一般会計の町債残高は、平成 29 年度末で 125 億円余りとなりました。平成 30 年度当初予算では 12 億 6,000 万円を借り入れ予定としております。平成 30 年度の借り入れ償還を実施した後の平成 30 年度末時点では 124 億 6,000 万円と予定いたしておりますが、今年度中の補正予算において増額となることも考えられるため、町債残高はほぼ横ばいと予想されます。

これは、合併以後の道路改良事業や小中学校、また、こども園などの教育施設整備事業といった普通建設事業において、財源を合併特例債を主とした起債を充当していることから、借入額が償還額とほぼ同額で推移しているためであります。

平成 18 年の合併当初における一般会計の町債残高は 94 億円余りでしたが、先ほど申し上げたような普通建設事業に起債を充当してきたため、町債残高は増加傾向にありました。

今後は、中長期財政計画に示してありますとおり、平成 31 年度の 136 億 7,000 万円をピークに、その後は減少する計画といたしております。

実質公債費比率におきましても、平成 30 年度から平成 34 年度は 10% を超える計画となっておりますが、その後は減少する見込みでございます。

現在、国が合併特例債の活用期間の延伸の方向を示しておりますが、まんのう町も事業

の平準化の観点から、可能な限り延伸を考えております。

その場合、中長期財政計画に示した町債の計画も変更となるため、今年度中に延伸した場合の計画に見直す予定でございます。

延伸した場合も、平成31年度から平成34年度までの期間が公債費の割合が高く、財政的に厳しい状況となることから、減債基金を財源とした繰上償還を実施し、町債残高を減少させ、償還額のピークを抑える予定といたしております。

また、発行も可能な限り抑制し、町債の観点からも、健全な財政運営に努めてまいるとともに、発行に際しましては、財政状況を見据え、計画的に町債を活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 町長も将来を見据えて堅実にやっていくという答弁でございましたが、消費増税のみしりをつけた与謝野馨氏が、元大臣ですが、国の財政は、入ってくる税金と出ていくものが同額であることが望ましい。実際は国の借金の残高が1,000兆円を超え、毎年、社会保障費が30兆円ふえているという状況を改善し、財政を持続可能にする消費増税の目的であると答えるとともに、歳出削減を怠るなと強調しております。

一方、香川県に目を向けてみますと、香川県におきましても8,300億円余りの借金、また、まんのう町におきましても150億円前後の借金、そういう重い借金が国においても県においても町にもありますので、どうか、将来、子や孫に負担を残さないように健全な経営でよろしくお願い申し上げます。これで終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、6月12日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後2時12分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 6 月 5 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員